

千葉県における平成30年産以降の「需要に応じた生産」取組方針

平成29年3月14日

千葉県農業再生協議会

1 背景

国は、これまで、米の需給バランスの維持と農家経営の安定を図るため、「都道府県に対する生産数量目標の配分」により米の需給調整を行ってきたが、平成25年12月に米政策を見直し、「平成30年産からを目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む」こととした。

このような状況を踏まえ、30年産以降の米の需給バランス維持による稲作経営の安定を図るため、千葉県における取組方針を定め、需要に応じた生産を着実に進めていくこととする。

2 現状と課題

国による現行の配分制度では、国全体の需要量に対する県ごとの配分シェアが、固定されていることから、国全体の需要量が右肩下がりである中で、本県産米の生産数量目標も年々減少している。

また、これまでの行政による生産数量目標の配分は、農業者の経営面積に応じた一律的な配分を基本とせざるを得ないことから、生産数量目標と実際の販売実績、販売力とのギャップが発生しやすく、相手先との契約数量を維持するためには、経営規模そのものを年々拡大しなければならない状況にある。

3 基本的な考え方

千葉県産米の需要を的確に把握し、確実に対応していくため、国が公表する需給見通しや産地別の需要実績、在庫情報等に加え、大規模農家や集荷業者などの生産者段階からの需要情報、作付動向をもとに、これまでの生産数量目標に代わる「生産目安」を設定・提示するとともに、水田の活用方法、推進方法等を内容とする「水田活用ビジョン」（以下「ビジョン」）を策定し、需要に応じた生産の実現に向けた取組を着実に進めていくこととする。

推進に当たっては、各機関が、目安数値の設定段階、作付の計画段階、作付段階の各段階において連携を強化し、情報共有を図りながら、ビジョンの実現に向けて取り組んでいく。

4 生産目安の設定と水田活用ビジョンの策定

(1) 生産目安の設定

ア 地域農業再生協議会（以下「地域協」）において、構成員であるＪＡ、集荷業者、大規模農家等を対象に翌年産の主食用米等の生産動向を把握し、千葉県農業再生協議会（以下「県協」）へ報告する。

イ 県協は、国が示す全国ベースの需給見通しや産地別の需要実績、在庫情報等に加え、アにより報告された各地域の動向等を基に、県全体の主食用米及び飼料用米等の転作作物の生産目安（案）を算定する。主食用米については、地域別の生産目安（案）を算定の上、地域協へ提示する。

ウ 地域協は、県協が示した地域別の生産目安（案）に対して数値の調整を求める場合は、別途県協と協議する。

エ 県協は、ウの調整後に生産目安を地域協へ提示する。

オ 地域協は、県協が提示した生産目安に基づき農業者別の生産目安を設定し、提示する。

(2) 水田活用ビジョンの策定

ア 地域における水田農業の方向性を明確にし、需要に応じた生産を着実に進めるため、県段階に加え、地域段階においても水田活用ビジョン（以下「ビジョン」）を策定する。

イ 地域段階のビジョンは、地域協において、構成員であるＪＡ、集荷業者、担い手農家等の参画を得て策定する。

ウ ビジョンには、主食用米の他、飼料用米や加工用米などの転作作物の生産目安、作物ごとの推進方向等について記載する。

5 関係組織の役割分担

○千葉県農業再生協議会（千葉県・ＪＡ千葉中央会・全農ちば・米集連等）

- ・県全体、市町村別の主食用米生産目安の調整、決定
- ・県段階のビジョンの策定
- ・目標達成に向けた県域の推進

○地域農業再生協議会（市町村・ＪＡ・集荷業者・担い手農家等）

- ・農業者ごとの主食用米、主食用米以外の生産目安の調整、決定
- ・市町村単位のビジョンの策定
- ・市町村域のビジョン実現に向けた推進

○千葉県米需給状況検討委員会

- ・県全体、市町村別の主食用米生産目安の設定に向けた検討

30年産からの米政策見直し後の生産イメージ

県段階

29年産まで 千葉県

- ①県段階における水田の活用方法、品目別作付目標面積、目標達成に向けた推進方法を記載した水田フル活用ビジョンを策定。
- ②県が国からの配分を受け、市町村別の主食用米の生産数量目標面積を設定・配分。
- ③産地交付金の使途、要件設定。
- ④経営所得安定対策等の普及、目標達成に向けた県段階の推進。

①ビジョンの提示・目標の配分

地域(市町村)段階

- (1)農業者別の生産数量目標の配分ルールを設定。
- (2)認定方針作成者(JA、集荷業者)から農業者へ生産数量目標を農業者へ配分。
- (3)経営所得安定対策等の普及、目標達成に向けた市町村段階の推進。
- (4)作付面積の確認。

②目標の配分

生産者段階

- (1)主食用米は、生産数量目標に沿って生産。(年々減少傾向。契約数量を維持するためには経営規模そのものを拡大する必要)
- (2)生産数量目標の減少分を飼料用米や麦、大豆等の非主食用米へ転換。

30年産以降

千葉県農業再生協議会

(構成員：千葉県・中央会・全農・米集連 等)

- ①県段階における水田の活用方法、品目別「生産の目安」、推進方法を記載した水田ビジョンを策定。
- ②主食用米の生産数量目標に代わる県段階の「生産の目安」を設定。
- ③市町村別の「生産の目安」を設定し、地域協議会へ提示。
- ④産地交付金の使途、要件の検討。
- ⑤経営所得安定対策等の普及、ビジョンの実現に向けた県段階の推進。

②需要情報・作付動向の把握

③ビジョン(案)・目安(案)の提示

④調整(意向を反映)

⑤ビジョン・目安の提示

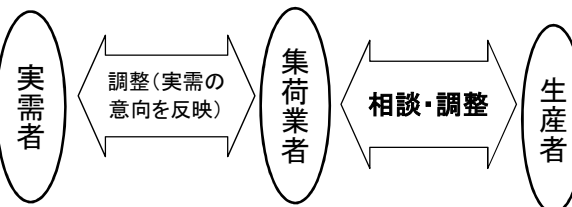
※「作りたい」という願望ではなく、事前契約等根拠が明確なもの

- (1)県協議会から提示される「生産の目安」を基に、地域(市町村)ごとの特性を生かしたビジョンを策定。(地域の実状が反映されるよう、協議会の構成員であるJA、集荷業者、大規模農家等が参画)
- (2)農業者別の「生産の目安」を設定・通知。
- (3)経営所得安定対策等の普及、ビジョンの実現に向けた市町村段階の推進。
- (4)作付面積の確認。

構成員であるJA・集荷業者・担い手の代表が参画してビジョンを検討

①需要情報・作付動向の把握

⑥ビジョン・目安の提示



・主食用米の需給見通しや自県産米の在庫量、非主食用米、麦、大豆、地域振興作物等の需要情報等を踏まえ、生産者、集荷業者は、販売戦略や経営判断に基づきどのような作物をどれだけ生産するかを決定。